

国別・品目別特惠適用除外措置

概要

特惠関税とは、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の産品に対して一般より低い特惠税率を適用する制度であるが、特惠対象品目であっても、産品の国際競争力や国内産業への影響を勘案して、国・品目を指定して政令により特惠適用除外を行うことが法律上可能。

(参考) 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準(平成14年12月 関税・外国為替等審議会答申)

(1) 特定の一般特惠対象品目について、一の特恵受益国(後発開発途上国を除く)からの輸入が、2年連続して、以下の基準をいずれも満たす場合、国別・品目別特惠適用除外の対象とする。

当該品目について、当該受益国からの輸入額が我が国の総輸入額の50%を上回ること

当該品目について、当該受益国からの輸入額が10億円を上回ること

(2) ただし、(1)の基準を満たす品目であっても、国内生産の有無その他の国内産業への影響に関する事情を勘案した上で、除外する必要性が認められないものについては、特惠適用除外を行わない。

(3) シーリング対象品目については、(1)の基準を満たす場合であっても、特惠適用除外を行わない。

(4) 本措置により特惠適用除外となった品目について、(1)の基準が2年連続して満たされなかった場合、当該品目の特惠関税の適用を復活する。

今回答申：まぐろ缶詰等のまぐろ・かつお調製品(タイ産)、かたくちいわし調製品(インドネシア産)、ナトリウムのけい酸塩(マレーシア産)、たら等の魚調製品、あさり等の軟体動物調製品、一酸化鉛、陶磁製の食卓用品等及び布団・寝具(中国産)について国別・品目別特惠適用除外措置を適用